明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍千葉県銚子市春日町一六番地、最後の住所千葉県銚子市春日町七〇番地
被相続人　亡　星野　武雄

右被相続人は平成二十五年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十六年二月二十七日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十九日
千葉県銚子市春日町七〇番地
相続財産管理人　星野　洋子

限定承認公告

本籍三重県四日市市幸町一七九七番地一一、最後の住所三重県四日市市幸町二番一四号
被相続人　亡　森本はつ江

右被相続人は平成十八年十一月六日死亡し、その相続人は平成二十六年二月二十五日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十九日
東京都千代田区神田須田町一丁目二番淡路町サニービル三階　弁護士法人遠藤綜合法律事務所　相続財産管理人　小嶋　宏子

限定承認公告

本籍東京都北区上十条五丁目一二番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町作田四九五二番地一〇
被相続人　亡　小野　克巳

右被相続人は平成二十五年五月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
グリーンタウン一一三二二
限定承認者　小野　敏子

限定承認公告

本籍大阪府八尾市高砂町五丁目五〇番地、最後の住所大阪府東大阪市大蓮東五丁目五番一七号
被相続人　亡　中江　洋

右被相続人は平成二十五年三月四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十九日
大阪府大阪市中央区安堂寺町二丁目六番一一―一八〇一号
相続財産管理人　中江佐和子

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市東灘区住吉台四〇番、最後の住所兵庫県神戸市東灘区住吉台四〇番六号
被相続人　亡　坂西　俊一

右被相続人は平成二十五年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十九日
兵庫県神戸市東灘区住吉台四〇番六号
相続財産管理人　坂西　俊祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000465/fhf6/

平成二十六年三月十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
幕張プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十七億七千三百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年十月七日付官報の号外第二一七号六十三頁に掲載されています。

平成二十六年三月十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
厚木プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	二二	「及び」	「第二条第二十一項第四号及び
〃			「含む。」の下に「次号へ」を「リ並びに次号へ及びリ」を加え、「次号へにおいて」を「リ並びに次号へ及びリにおいて」	「次号へ」を「リ並びに次号へ及びリ」を加え、「次号へにおいて」を「リ並びに次号へ及びリにおいて」
〃		六～五（終りから）		
三六	下	一五	にほか市	にかほ市
二	下	一四（終りから）	鳥取市高	鳥取市本高

（原稿誤り）

平成二十五年十一月二十九日（号外第二百五十八号）国家公安委員会告示第四十二号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

平成二十五年十二月十三日国家公安委員会告示第四十七号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

公布内閣府令第十一号（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）

平成二十六年二月二十六日（号外第三十八号）

（印刷誤り）

平成二十五年十一月二十二日（号外第二百五十二号）公布法律第七十六号（特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律）

ページ	段	行	誤	正
九	上	一六	第四十三条の五第四十三条の五第一項、同法第四十三条の	第四十第一項、同法第四十三条の

◉号外　三月十九日付第五六号二一ページ●同日付第五七号六四ページ●同日付第五八号一九二ページ●同日付第五九号六一六ページ●同日付政府調達第五一号三二ページ

官報定価改定のお知らせ

日ごろ、官報を御購読いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、四月から実施される消費税率八％への引上げに伴い、官報の定価について、消費税相当分を転嫁させていただくことになりました。

転嫁後は、左記のとおり消費税込みの定価に改め、平成二十六年四月一日発行分から適用いたしますので、御了承下さい。

官報発行に当たりましては、法令公布・広報・公告などの使命を十分果たすべく、一層の努力をしてまいりますので、何とぞ御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

◎官報定期（一か月・一部）　一、六四一円（本体一、五二〇円）
◎官報部売り（一部・三十二ページまで）　一四〇円（本体　一三〇円）
◎国会会議録（一部・三十二ページまで）　一〇八円（本体　一〇〇円）
〇官報部売り及び国会会議録については、三十二ページを超えるごとに、それぞれ一四〇円及び一〇八円を加算します。
〇いずれも、配達料は定価とは別料金となります。

平成二十六年三月十九日

独立行政法人国立印刷局

発行所　〒一〇五―八四五四　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料　別（配）